

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に
相当する訪問型サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号ア(ア)に規定する旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス事業(以下「旧介護予防訪問介護相当サービス事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)の例による。

(内容)

第3条 旧介護予防訪問介護相当サービス事業で提供されるサービスは、柏原市介護予防・生活支援サービス実施要綱第3条第1号又は第2号に該当する者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者により、介護予防ケアプランに定める期間にわたり行われる、入浴、排せつ、食事等の介護、居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援被保険者等の日常生活上必要な調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に必要日常生活上の支援とする。

(実施方法)

第4条 旧介護予防訪問介護相当サービス事業は、通知別記1(1)ア(エ)①の(C)に定める方法により実施するものとする。

- 2 旧介護予防訪問介護相当サービス事業は、次項から第5項までに定めるもののほか、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準に従い実施するものとする。
- 3 旧指定介護予防サービス等基準第25条第3項に規定するサービス提供責任者の責務については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 旧介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) 居宅介護支援事業者及び第1号介護予防支援事業者（以下「居宅介護予防支援事業者等」という。）に対し、旧介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者心身の状態及び生活状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) サービス担当者会議への出席等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
 - (5) 旧介護予防訪問介護相当サービス従事者（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (6) 旧介護予防訪問介護相当サービス従事者の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 旧介護予防訪問介護相当サービス従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 訪問型サービスA従事者旧介護予防訪問介護相当サービス従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

4 旧指定介護予防サービス等基準第32条に規定する広告については、次の各号に定めるところによる。

(1) 旧介護予防訪問介護相当サービス事業者は、旧介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(2) 旧介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、居宅介護予防支援事業者等の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

5 旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項に規定する記録の保存については、当該サービスを提供した日から5年間とする。ただし、次の各号に掲げる記録の保存については、次の各号に定めるところによる。

(1) 旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項第1号に規定する記録の保存 当該計画の完了の日から5年間

(2) 旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項第3号 当該通知の日から5年間

(単位数及び単価)

第5条 旧介護予防訪問介護相当サービス事業の単位数は、通知別添1の1に定める単位数とする。

2 旧介護予防訪問介護相当サービス事業の1単位の単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める柏原市の地域区分における訪問介護の割合に10円を乗じた額とする。

3 前項の規定にかかわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問事業に係る指定を受けたとみなされた事業所が旧介護予防訪問介護相当サービス事業を実施する場合の1単位の単価は、その効力を有する間、厚生労働大臣が定める1単位の単価に定める旧介護予防訪問介護相当事業を行う事業所が所在する市町村の地域区分における訪問介護の割合に10円を乗じた額とする。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、旧介護予防訪問介護相当サービス事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。